横浜市教育委員会 定例会会議録

- 1 日 時 平成27年4月3日(金)午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 岡田教育長 西川委員 今田委員 間野委員 坂本委員 長島委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

平成27年4月3日(金)午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項 学校・地域連携推進冊子「学校と地域のよりよい連携をめざして」の発行について
- 3 報告案件
 - 教委報第1号 教育長職務代理委員に係る職務の委任等に関する規則の制定に関する 臨時代理報告について
 - 教委報第2号 横浜市教育委員会公印規則等の一部改正に関する臨時代理報告について 教委報第3号 横浜市立学校教職員互助会規則の一部改正に関する臨時代理報告について
- 4 その他

[開会時刻:午前10時00分]

~傍聴人入室~

岡田教育長

それでは、ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

昨年度の教育委員会制度に関する法改正に伴いまして、委員長と教育長が一本 化され、新しい教育長が設置されました。これまで御尽力いただきました今田委 員から一言御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

今田委員

今田です。制度改正に伴い、今、教育長からお話がありましたように、教育委員長と教育長を一本化して、新教育長に変わるということで、任期満了に伴う4月1日からの移行としては、都道府県、政令市の中では、本市と和歌山県というふうになっておりましたけれども、全国的には、ほかにも新制度に移行した都市もあるようでございます。いずれにしても8年9カ月だったと思います。私も思いがけないことでこういうお役目をいただいて、日々緊張の中で過ごさせていただきました。足らざることが多く、本当に恥ずかしい限りでございますけれども、この度、岡田新教育長にバトンタッチをさせていただくということで、またしばらくの間、微力ながらお務めを引き続きさせていただきたいと思います。どうも長い間ありがとうございました。そしてまた、よろしくお願いいたします。

岡田教育長

改めまして、新制度に基づく教育長として就任いたしました岡田です。どうぞ よろしくお願いいたします。

新制度では教育長が教育委員会の会務を総理することとされておりますので、 会議の進行も私が務めさせていただきます。

まず、はじめに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長職務代理委員を西川委員に指名させていただきましたので御報告させていただきます。

西川委員

どうぞよろしくお願い申し上げます。

岡田教育長

次に、4月1日付で教育委員会事務局の経営責任職の異動がありましたので、 事務局から紹介をいたします。

西野職員課長

職員課長の西野です。よろしくお願いいたします。それでは、異動のあった職員を紹介いたします。

教育政策推進等担当部長の小林力です。

施設部長の高倉徹です。

指導部長の長谷川祐子です。

国際教育等担当部長の小口秀明です。

健康教育・人権教育担当部長の伊東裕子です。

東部学校教育事務所長の上條慶昭です。

西部学校教育事務所長の大塲洋子です。

南部学校教育事務所長の出川進です。

北部学校教育事務所長の三田稔です。

以上でございます。

岡田教育長

それでは議事日程に従い、会議録の承認を行います。3月6日の会議録、3月10日に急施で行いました臨時会の会議録及び3月16日の会議録の署名者は西川委員と長島委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局まで お伝えください。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

齋藤教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- ○3/18 予算第一·予算第二特別委員会連合審査会(総合審査)
- ○3/19 予算第一特別委員会(採決)
- ○3/20 本会議(第6日)予算議決、追加議案議決

教育次長の齋藤でございます。それでは、報告させていただきます。

まず、市会関係ですが、3月18日に予算第一・予算第二特別委員会連合審査会 (総合審査) が行われました。また、3月19日に予算第一特別委員会で採決が行われました。3月20日は本会議が開催され、予算と追加議案の議決がされました。追加議案の1つとして、教育委員会の教育長の人事議案がございまして、岡田教育長の任命が議論されました。

2 市教委関係

- (1) 主な会議等
 - ○3/28 世界自閉症啓発デーin横浜
 - ○3/31 学校管理職辞令交付式ほか
 - ○4/1 新規採用等教職員辞令交付式
 - ○4/1 上郷中学校開校式
- (2) 報告事項
 - ○学校・地域連携推進冊子「学校と地域のよりよい連携をめざして」の発 行について

次に、教育委員会関係の主な会議ですが、3月28日に世界自閉症啓発デーin横浜を関内ホールで開催いたしました。こちらは4月2日の世界自閉症啓発デーに合わせて、健康福祉局、こども青少年局と連携して開催しているもので、今年度は高等学校と大学連携接続の支援をテーマに基調講演とシンポジウムを行いました。

3月31日には、学校管理職辞令交付式を保土ケ谷公会堂で行いまして、退職辞令と人事異動に伴う辞令交付、そして統括校長の委嘱状交付式を行いました。

4月1日には、新規採用等教職員辞令交付式を横浜文化体育館で行いました。 本年度は教職員713名に対して教育長から辞令を交付いたしました。また、教育委員会の事務局職員の辞令交付式も行いました。

同じく4月1日、上郷中学校の開校式を行いました。これは上郷中学校と庄戸

中学校の統合に伴い、新しい上郷中学校として開校式を行ったもので、今田委員に御出席、御挨拶をいただきました。

その他、卒業式・入学式関係について御紹介いたします。小学校の卒業式は3月21日までに各委員に御出席いただきました。3月25日には南高等学校附属中学校の卒業証書授与式が行われ、今田委員に御出席、御挨拶をいただきました。入学式につきましては、本日4月3日から4月8日までの間、4月6日を中心に各学校で行われます。

次に、報告事項として、学校、家庭、地域の連携教育に向けた取組のより一層の推進を図ることを目的に、学校・地域連携推進冊子「学校と地域のよりよい連携をめざして」の作成、配布を行いましたので、この後所管課から御報告させていただきます。また、サイエンスフロンティア高校と南高校のSSH(スーパーサイエンスハイスクール)、SGH(スーパーグローバルハイスクール)の指定がこのほどされましたので、後ほど所管課から説明させていただきます。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

岡田教育長

報告が終了いたしましたが、御質問等は何かございますでしょうか。

特に御質問がなければ、学校・地域連携推進冊子「学校と地域のよりよい連携をめざして」の発行について、所管課から御報告いたします。

小口国際教育 等担当部長

国際教育等担当部長でございます。それでは、「学校と地域のよりよい連携をめざして」冊子につきまして、担当の学校支援・地域連携課長から御説明いたします。よろしくお願いいたします。

高橋学校支援・地域連携 課長

髙橋でございます。それでは、各学校・関係機関に配布しました、学校・地域 連携推進冊子「学校と地域のよりよい連携をめざして」について御説明いたしま す。資料を御覧ください。

1の趣旨についてですが、第2期横浜市教育振興基本計画の5つの目標の1つとして「家庭・地域・学校が連携し、子どもの成長を支え合います」とあります。未来を担う子どもたちを社会全体で健やかに育むために、学校、家庭、地域の連携協力に向けた取組のより一層の推進を図ることを目的として、この冊子を作成いたしました。

2の目的ですが、まず、学校と地域の連携の理念や先進的な事例を学校や教育委員会事務局、区役所の教育関連部署で共有し、子どもの豊かな成長へ向けて、より一層学校と地域の連携を進めていくため、それから、2つ目として、教職員が、地域の力を子どもたちのために授業や行事等で、どう活かせばよいかイメージすることができるようにするためでございます。

3の概要についてですが、冊子を御覧ください。おめくりいただきまして、2ページです。学校と地域の連携の目指すものは何か、次の3ページでは学校と地域の連携とその現状の課題について記載しております。

おめくりいただきます。4ページから6ページにわたりますが、学校と地域の連携推進にかかわる事業について記載しております。その中では、6ページですけれども、今後の取組については、第2期横浜市教育振興基本計画に基づきまして、学校と地域の連携を進めていくための教育委員会事務局各課・各室の連携、それから関係する団体機関の連携を進めてまいります。

7ページから15ページになります。平成25年から26年度、学校地域連携推進事業に御協力いただいた18校の実践事例を、学校からのメッセージと写真を入れて載せております。

16ページから22ページには、学校と地域の連携活動例を項目ごとに載せており ます。こちらも写真やコメントを入れて、見やすく、分かりやすくしておりま

最初の資料にお戻りいただきたいと思います。4の配布対象ですが、横浜市立 の全学校、それから教育委員会事務局、区役所の教育関係部署に配布しておりま す。配布方法につきましては、学校便利帳で3月25日付で全校へお知らせすると ともに、学校メール便で既に学校に一部ずつ配布しております。また、YCAN の学校支援・地域連携課のホームページより、カラー版をダウンロードできるよ うにしております。

6 でございます。今後についてでございますが、学校と地域の連携推進の資料 として、校内研修等で積極的に活用してまいります。また、学校・地域コーディ ネーター養成講座等、教育委員会事務局主催の研修で活用してまいりたいと思い ます。

以上、「学校と地域のよりよい連携をめざして」の冊子についての御説明は終 わります。ありがとうございました。

岡田教育長

所管課からの説明が終わりましたが、御質問がありましたらよろしくお願いい たします。

坂本委員

質問です。学校・地域コーディネーターという方は今どの位いらっしゃって、 どのような方がなっているのですか。元何とか、今何とか、そういう大雑把なこ とで結構です。

山手学校支 課主任指導主 名おります。 事

担当指導主事の山手と申します。よろしくお願いいたします。平成26年度末ま 援・地域連携 でに、181校にコーディネーターがおります。養成講座を修了された方々は、518

坂本委員

そういう方はどういう方なんですか。例えば元教員の方とか、元何とかとか、 地元の方とかありますね。大雑把な比率を教えてください。

山手学校支 援•地域連携 課主任指導主 事

約7割がPTA本部の役員です。PTA会長さんですとか、副会長さんですと か、そういった方々です。あとは自治会の役員の方とか、民生児童委員ですと か、主任児童委員ですとか、そういった方々になっていただいています。校長の 推薦で、1年間約5回の養成講座を受けていただいて、なっていただいていま す。

坂本委員

7割はPTAの方ということで、この方たちは、常々地元に大変貢献された り、いろいろなことをよく分かった方ですよね。そうではなくて、残りの3割は どういう方ですか。

山手学校支 援•地域連携 課主任指導主 事

自治会で活躍いただいている皆さんですとか、あと現役のPTAの皆さんも3 割の中に入っております。

小口国際教育

補足させていただきます。3割の方は今説明がありましたとおり、町内会の役

等担当部長

員の方ですとか、あるいは民生児童委員の方々、この方々は日頃から地域の中で いろいろな活動に取り組んでいただいている方々です。そういう方々が今回学 校・地域コーディネーターということで、要は学校と地域にいらっしゃるボラン ティアさんの橋渡し役、コーディネーター役を担っていただくことが学校・地域 コーディネーターの役割でございます。1年間の養成講座を受けていただいて、 コーディネーターとして学校と地域で活動していただきます。

坂本委員

要するに、地元の方ですよね。

小口国際教育 等担当部長

そうです。

坂本委員

例えばプロフェッショナリティがあって、どこかでそういうコーディネーター 的な別の仕事の方ではなくて、地元で常々協力いただいている方ということです ね。よく分かりました。ありがとうございました。

岡田教育長

ほかにありますか。はい、どうぞ。

長島委員

いつも御苦労さまです。ここに書いてあるのでは、この冊子を学校だとか、各 関係機関で1000部、それぞれ配布されているということで、まずこれを配布して いいのだというのではなく、これがどう結果的につながって、より地域連携とコ ーディネーターの増員につながるとか、もしくはそういう学校、地域ぐるみとい うようなものが増えていくかという振り返りが大事だと思いますので、その辺り も検討してほしいと感じます。

それと、コーディネーターの方々は講座を受けて今518名いらっしゃるのですけ れども、この方々というのは、それをいただくとずっと半永久的に辞退しない限 りは、その追跡調査といいますか、例えば保護者であったりすると、その学校に 所属しているときはコーディネーターとしてお引き受けしますと。けれども、例 えば卒業してしまったとか、違う私立の学校に行ってしまったとかといったとき に、継続していかない場合もあるかと思うのですね。ですので、その辺りをやは り、518名が今フル活動しているかというと、決してそうではないと思うのです。 そういうところで、結びのケアだとか、本当は518名の何%が実質的に活動してい るのかというところも調査することによって、これの活用とともにこれからの事 例であるとかにつながると思いますので、その辺りもチェックされたらいいので はないかと思います。

間野委員

すばらしい実践が紹介されていて、大変頼もしく思います。ところで、課題を 読みますと、お金の問題がやはり挙がっているわけですね。この実践事例のとこ ろに予算何万円とか書いてあると、みんなすばらしいことをやってみたいのだけ れども、いくらかかるのかというのが気になっているようなことがこの調査結果 から分かりますので、これは10万円でできるのか、5万円でできるのか、100万円 かかるのか、また、それを教育委員会として、事務局として予算化が難しいので あれば、ファンドレイジングの事例、スクールファンドみたいなものがあって、 それをどう集めているのかなどというのもさらにあると、実践につながるのでは ないかと思います。以上です。

小口国際教育 今、委員から御指摘がありましたけれども、確かに課題としてお金の問題とい

等担当部長

うのはどうしてもついてまいりますので、今回このような形で冊子を作成させていただきましたけれども、我々のほうでもまた別の書類でそういったところも学校が地域の方々に概要を見ていただくようなことで工夫させていただきます。

間野委員

実践の紹介のところに、最後に1行設けて「予算何万円」というふうに入っていれば、もっと「これなら取り組めるかな」ということが分かると思いますし、後ろのページに独自にそういう資金集めをやっている例があったら、そういうものも載せると、より広がるのではないかと思いました。今年度ということではなくて、ゆくゆくそういう視点もあってもいいのではないかと思いました。以上です。

小口国際教育 等担当部長 検討してまいります。

西川委員

いろいろとこの行事というのはとても大事かと思っています。これからの世の中、川崎でも大きな事件がありましたけれども、子供たちの健やかな成長というのはとても大事かと思います。大人たちが少しかかわらなければいけない部分がたくさん出てきていると思っております。それにつきまして、これはとてもいい事業だと思っておりますが、私が見ていて、子供たちの健康、体力が少し落ちているという話も聞いております。できれば見守り隊という方がいらっしゃいますよね。そこだけに頼るわけではないのですけれども、地域の公園とか、そういうところの活用みたいなものも、朝の登下校のところも大事なのですが、地域での子供たちの遊びのところでも支援ができたらいいと思いますので、その辺りもどこかでお話ししていただけたらありがたいと思います。

また、学校紹介の事例がたくさん出ておりまして、大変うれしいと思っているのですが、やはりその中で中学校が少ないかと思いますので、この辺りの普及を 是非していただけたらありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

岡田教育長

ほかによろしいでしょうか。

今田委員

立派なものができてすばらしいと思います。これの生かし方、教育委員会はよく立派な冊子を作って、これはそんなに字数が多くないから、まだエネルギーが残っているかも分からないけれども、作り上げてもうギブアップみたいな感じではなくて、それぞれの方面別の事務所なりがそれぞれのレベルの中でこういう取組があるというのはやはり熟知してもらって、それを日々の中に生かしていくのが大事ではないかと思います。今日は大場先生がおいでになるから宣伝してしまうと怒られるかも分からないけれども、菅田中学校へ伺ったときに、あそこは菅田中ブロックで小学校を巻き込んで一緒に行動をされてて、ああいう活動で中学校が、やはり校長先生のパワーもあるのかも分かりませんが、そういうエリアの中の一体感というものを非常にうまく生かしている、そういう生かし方というのをつぶさに見て、ああいうやり方というのがうまく広がっていけばまた一段といいものが、それぞれのエリアの中にできるのではないかと思いました。だから、今の実例の紹介を、事務所がまた学校現場の指導主事の皆さんが回るときに、「これを取り入れた、こういうのがあるよ」ということでいろいろうまく宣伝するとまたよりこれが生かせるのではないかと思います。以上です。

岡田教育長

ほかにはよろしいでしょうか。今の地域連携の御質問はもうよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、この説明は終わります。

続きまして、横浜サイエンスフロンティア高校のスーパーサイエンスハイスクール及び南高校のスーパーグローバルハイスクールの指定につきまして、所管課から報告をお願いいたします。

小口国際教育 等担当部長

はい。資料はございませんので、口頭での御報告になりますけれども、内容について高校教育課長からお話をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

西村高校教育 課長

おはようございます。高校教育課長の西村でございます。いろいろと委員の 方々にも御心配いただきましたが、まず横浜サイエンスフロンティア高校につい てですが、平成22年度から26年度末まで指定を受けて研究してまいりましたスー パーサイエンスハイスクールでございますけれども、平成27年度から31年度まで 指定の内定が出ました。3月31日付で文部科学省が発表したものでございます。 なお、これにつきましては、平成27年度の国家予算が成立することが前提になっ ておりますので、まだ正式な文書を資料として皆さんに出すことはできませんで したが、本日、こういう形で御報告させていただければと思います。

内容でございますが、指定期間が5年で新規に指定されたということでございます。平成27年度から31年度ということになっております。また、その中で、それは25校が内定を受けているわけですけれども、その中から5校だけ平成27年度の科学技術人材育成重点枠という、今までやっておりましたコアのSSHの発展形ですが、それにも採択されております。これにつきましては、最長で3年間の重点枠ということで、全国から5校が採択されたというものでございます。

それからもう一点、これも委員の方々に御心配いただいておりましたが、昨年度は残念だったのですけれども、南高等学校がスーパーグローバルハイスクールの指定をいただきました。これについてもSSHと同じく、今は内定の状態でございます。構想としましては、南高校が希望調書を出したのは、国際都市横浜発次世代ビジネスリーダーの育成というところで、構想を出したところを国で認めていただいたということでございます。これにつきましては2年目のことでありまして、全国から190校の構想調書の提出がございましたが、その中から南高校が指定されたということです。全国では56校、県内では2校指定されております。御報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

岡田教育長

内定段階ですので、ペーパーがなくて恐縮ですけれども、何か御質問があれば お願いいたします。

坂本委員

大変おめでたいことで、うれしいことです。具体的なことを伺うのですが、そういう指定を受けると、例えば授業の仕方の規制が少し緩和されるとか、補助金がいただけるとか、そういう特典を具体的にそれぞれ教えてください。簡単で結構です。

西村高校教育 課長

はい。SSHにつきましては、サイエンスフロンティア高校の方は、普通のSSHの指定ですと、日本円で900万円です。それプラス、今回は重点枠ということで、1300万円までの上限で経費の支援をいただきます。ですから、サイエンスフロンティア高校につきましては、今年度は2200万円を上限として、別に国から予算として支援されるということでございます。何でもいいわけではございません

ので、国の指定に合った支援ということでございます。

それから、SGHにつきましては、新年度は1600万円の上限で南高校の方に支援をいただいているということになっております。これも計画にのっとって粛々と進めていきたいと思っております。

坂本委員

それはお金だけで、例えば授業の仕方とか、いろいろ文科省の規制がありますでしょう。そういうもののある程度の自由度ということは関係ないのですか。

西村高校教育 課長

あくまでも生徒を対象にした教育の研究開発でございますので、それに対する、教員の定数を措置してくれたり、サイエンスフロンティア高校には1名プラスしますとか、そういう形もございます。そういうことも国の方で支援していただいているところでございます。まだまだ細かいことはあるかもしれませんが、また検討していきたいと思います。

坂本委員

ありがとうございました。大変結構なことで。

間野委員

大変おめでたく、うれしく思います。また意見でありますけれども、是非高大連携をしっかり進めていただきたいと思います。横浜市立大学の商学部もありますし、日吉には多分慶応大学のビジネススクールもあると思いますので、そこをうまく活用していただきたいということです。

それから留学促進です。昨年度からでしょうか、やっていますけれども、限られた予算でありますが、せっかくこういうスーパーグローバルハイスクールという指定を受けましたので、それをもとに、もう少し寄附金なり資金を募って、是非多くの南高生が半年でも1年でも留学できるような仕組みを整えていただけると、多分ますます附属中学の入学者も増えていきますし、よりよい好循環が生まれるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

西村高校教育 課長 よろしいですか。今のSGHの方では、南高校の方も横浜市立大学ばかりではなくて、やはり大学連携も構想の中には入れてあります。また、留学につきましては、今海外大学支援プログラムを今年度からようやく行くところでございますので、今、間野委員からもございましたように、その点に留意しながら進めていきたいと思います。ありがとうございます。

今田委員

3月22日、南高校附属中学校の卒業式に伺いました。中学校から高校へ行くということで、普通の卒業式とはまた少し違う、ある意味で義務教育を終了したという意味での区切りのものですけれども、なかなかすばらしい卒業式で、やはり今回SGHの指定を受けたということで、それを含めてまた一段と学校を設立した目的が生かせるように頑張ってほしいと思います。

西村高校教育 課長 ありがとうございます。

岡田教育長

よろしいでしょうか。ほかに御質問等がなければ、次に、議事日程に従い、報告案件に移ります。

教委報第1号「教育長職務代理委員に係る職務の委任等に関する規則の制定に 関する臨時代理報告について」所管課から御説明いたします。 古橋総務課長

総務課長の古橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、教委報第1号「教育長職務代理委員に係る職務の委任等に関する規則の制定に関する臨時代理報告について」御説明いたします。1枚おめくりください。2ページを御覧ください。提案理由でございますが、教育委員会規則第7号の制定は4月1日から適用するものでございます。急施を要し、教育委員会会議を開くいとまがなかったことから、平成27年3月31日に、教育長において臨時代理を行いまして、その御報告をするものでございます。

次の3ページを御覧ください。制定する規則の条文等を掲載してございますが、本日は説明用の資料を御用意いたしましたので、さらにもう一枚おめくりください。タイトルに「教育長職務代理委員に係る職務の委任等に関する規則の制定について」と記されている資料になります。

1、趣旨でございますが、昨年度の法改正に伴いまして、常勤職である教育長の職務代理者を、非常勤である委員のうちから、教育長が指名するものとなりました。非常勤職である職務代理者が自ら事務局を指揮監督して職務執行を行うことが困難である場合には、その職務を職務代理者から教育委員会事務局職員に委任することが可能であることから、教育委員会会議の運営事務を除き、職務代理委員から教育次長に委任・臨時代理できるよう、教育委員会規則を定めるものです。

次に、2の規則の内容でございます。教育長に事故ある時、また欠けた時には、まず教育委員会会議の運営事務につきましては、職務代理委員が行います。そして、その他の事務につきましては、教育次長が行うことができるものと定めました。その下の米印のところにございますように、法律の規定そのものを適用して同様の対応を行うことも可能ですが、不測の事態に即応して、速やかに対応できるよう、あらかじめ事務局職員が事務執行できる旨を規則で明記いたします。

ページの下段には、参考に法律の条文等を抜粋で記載してございます。 説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

岡田教育長

所管課からの説明が終了しましたが、何か御質問等はございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、報告のとおり承認させていただきます。

次に、教委報第2号「横浜市教育委員会公印規則等の一部改正に関する臨時代 理報告について」所管課から御説明いたします。

古橋総務課長

それでは、教委報第2号「横浜市教育委員会公印規則等の一部改正に関する臨時代理報告について」御説明いたします。1枚おめくりください。2ページでございますが、提案理由です。教育委員会規則第8号は、4月1日から適用するものでございまして、急施を要し、教育委員会会議を開くいとまがなかったことから、平成27年3月31日、教育長において臨時代理を行いました。それを御報告するものです。

次の3ページ以降に改正する規則や新旧対照表等を掲載してございますが、本日は説明用の資料を御用意いたしましたので、ページをおめくりください。12ページの次に1枚の資料がございます。タイトルに「横浜市教育委員会公印規則等の一部改正について」と記されているものでございます。

- 1、趣旨でございます。昨年度の法改正に伴いまして、平成27年4月1日から新教育委員会制度の教育長は、教育長という職そのものが教育委員会の構成員となりましたので、これまでのような教育委員会の補助職員という位置ではなくなります。したがいまして、新しい教育長は、地方自治法第180条の2に規定する「執行機関の事務を補助する職員」に該当しないことになります。結果として、市長がその権限に属する事務を教育長に対して補助執行させることができなくなりました。そのため、今後は市長の事務について、教育長ではなく、教育次長に補助執行させるよう、各種の規則を改正するものでございます。
- 2、改正する規則と内容でございます。今回改正する規則は、横浜市教育委員会公印規則をはじめ、4つの規則となります。いずれも市長権限の事務を補助執行する職員について規定している部分を、教育長から教育次長に改めるものです。あわせまして、市長部局の契約事務委任規則が改正されまして、教育委員会にあっては市長の契約事務の委任の相手方が教育次長とされましたので、それに伴いまして横浜市教育委員会公印規則で、新たに契約等で使用する教育次長印を定めるものでございます。

ページの下段に、参考に法律の条文を抜粋して記載してございます。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

岡田教育長

所管課からの説明が終了しました。御質問等はございますか。

特に御意見等がなければ、教委報第2号については、報告のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、報告のとおり承認させていただきます。

古橋総務課長

ありがとうございました。

岡田教育長

次に、教委報第3号「横浜市立学校教職員互助会規則の一部改正に関する臨時 代理報告について」所管課から説明いたします。

魚屋教職員人 事部長 教職員人事部長の魚屋でございます。よろしくお願いいたします。

教委報第3号「横浜市立学校教職員互助会規則の一部改正に関する臨時代理報告について」、説明をさせていただきます。2ページの提案理由を御覧いただけますでしょうか。本来であれば、横浜市立学校教職員互助会規則の一部改正につきましては、当教育委員会で決定していただくところですけれども、平成27年3月19日に互助会理事会評議員会での決定後に教育委員会が開催されませんでしたので、教育長に委任する事務等に関する規則の規定により、急施を要する案件でありましたので、平成27年3月31日に、教育長において臨時代理を行いました。そのため、本日報告をさせていただきます。内容につきましては、教職員厚生課長より説明をさせていただきます。

太田教職員厚 生課長

教職員厚生課長の太田でございます。よろしくお願いいたします。

学校教職員の互助共済及び福利厚生の増進を目的として設置しています横浜市立学校教職員互助会の規則の一部改正でございます。横浜市立学校教職員互助会で実施している事業の中に、葬祭補助金や出産祝金などの給付金があります。平成24年度に互助会事業等検討委員会を設置しまして、互助会事業の見直しを行

い、互助会の今後の事業内容・実施内容の提言がありまして、この提言を踏まえまして、公立学校共済組合などで支給している弔慰金と同様な葬祭補助金を廃止します。また、出産祝金等も金額の見直しを行い、また文言の整理を行い、平成27年4月1日より行いました。

それでは、1枚おめくりいただいて、5ページの新旧対照表に基づいて説明させていただきます。こちらで上の方から4条、7条、8条につきましては、文言の整理をさせていただきました。法律の改正等に伴い、文言整理がされていませんでしたので、今回の改正で対応させていただきました。

1枚おめくりいただき、左側を御覧ください。第10条については、副会長の人数についての記載を2名としておりましたが、こちらの2名という記載をなくしました。次の23条についてですが、こちらは葬祭補助金の項目を削除し、各号の順番を繰り上げました。第30条、31条につきましては、それぞれの祝金の金額を2万8000円から2万円に変更しました。

次の34条は6ページから7ページにかけてですけれども、葬祭補助金を廃止しましたので、こちらの項目を削除いたしました。また、7ページの34条の3については、金額を2万8000円から2万円に変更しました。第35条については、文言の修正漏れがありましたので、文言を修正させていただきました。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

岡田教育長

所管課からの説明が終了しましたが、御質問等はございますでしょうか。

間野委員

改正内容そのものではないのですが、会員の範囲の変更があったようですけれども、「市立小学校、中学校及び特別支援学校」と書いてありますが、高等学校の教員は対象外なのですか。

太田教職員厚 生課長

高等学校の教員については対象外となっておりまして、高等学校の職員については横浜市の厚生会の方に入っております。こちらの県費負担教職員の方についての互助会になっております。

間野委員

そうすると、市費負担になるとまた少し変わってくるのですか。

太田教職員厚 生課長

今のところ、まだ決定はしていませんけれども、条件とか基本的に給料の出どころが変わるのが県費負担なので、教職員の方の条件が変わらないということをできるだけ考えますと、今のままの方が教職員の方の福利厚生面での環境が変わりませんので、そのほうがよろしいかと思います。

間野委員

校種間異動もありますよね。その辺りはいろいろお考えだと思います。少し気 になったので質問しました。ありがとうございました。

岡田教育長

ほかに御意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

ほかに御意見がなければ、教委報第3号については、報告のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、報告のとおり承認させていただきます。

本日の案件は以上となります。そのほか、委員の皆さんから何かございますで

しょうか。

事務局から報告をお願いいたします。

古橋総務課長

はい。次回の教育委員会臨時会は、4月24日、金曜日の午前10時から開催する予定ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

岡田教育長

それでは、次回の教育委員会臨時会は4月24日、金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認をお願いいたします。

これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

傍聴・記者の方は御退席をお願いいたします。また、関係職員以外の方も御退席ください。なお、教育委員の皆さんは連絡事項がございますので、このままお待ちいただきたいと思います。

[閉会時刻:午前10時46分]